

子どもたちを犯罪などの被害者にも加害者にもさせないために

鳥取県青少年健全育成条例を改正

しました

one



保護者、学校関係者及び関係団体は

青少年（18歳未満の子ども）がSNSを利用する際、個人情報の漏えい、いじめ、誹謗中傷、性的な被害等に遭わないよう、SNSの適切な利用方法を指導していただくようお願いします。

two



保護者は

次に掲げる事項について、青少年の権利を尊重しつつ、ペアレンタルコントロール(※)を適切に実施してください。

- いわゆる闇バイトを募集する広告やオンラインカジノなどに誘引する有害情報の閲覧および視聴を防止すること
- SNSアプリについて、保護者が同意したものに限り利用できるようにすること

(※) ペアレンタルコントロールとは・・・
「あんしんフィルター」などの青少年有害情報フィルタリングサービスを利用すること等により、有害サイトへのアクセスや利用できるアプリ、スマートフォンの利用時間を制限すること。

three



いかなる人も

児童ポルノ等の作成・製造・提供をしてはいけません。

児童ポルノには、生成AI等を利用して実在する青少年の顔画像を加工したもの（いわゆるディープフェイクポルノ、性的ディープフェイク）を含みます。

four



いかなる人も

青少年が賭博（オンラインカジノを含む。）や犯罪行為を行う機会をインターネットにより提供してはいけません。（いわゆる闇バイト広告（犯罪実行者募集情報）をネット上に掲載する行為もこれに該当します。）

five



県は

青少年や保護者からの相談に対応するための体制を整備し、関係者に対し必要な周知・啓発を行います。

SNSトラブル・ネット利用について悩んだときは、
こちらにご相談ください

青少年SNS・ネット悩みごと相談窓口

☎0857-26-7798



条例改正の詳細

ここ鳥取県でも、子どもたちの被害・加害の実態があります。

子どもたちのSNS利用が当たり前になっている今、SNSに起因するいじめ・誹謗中傷、性被害、闇バイトへの加担などの事案が各種統計等で確認されており、また、長時間のSNS利用が心身への影響をもたらしている可能性も指摘されています。

子どもたちを被害者にも加害者にもさせないために、今一度、親子でSNSやインターネットとの付き合い方、利用の仕方について、話し合ってみてください。

いじめ・誹謗中傷

令和3年度鳥取県青少年育成意識調査では、SNS等インターネット上で、自分の悪口などの書き込みをされた経験の有無について、中学2年で2.2%、高校2年で5.6%が「ある」と回答しました。

また、他人の悪口などの書き込みをした経験の有無について、中学2年で1.2%、高校2年で4.1%が「ある」と回答するなど、ネットを介したいじめ・誹謗中傷の事案が確認されています。

性被害／加害

令和3年度鳥取県青少年育成意識調査では、下着姿や裸の自画撮り写真等を人から求められた経験について、中学2年で1.9%、高校2年で2.7%が「ある」と回答しており、県内でも被害経験のある生徒がいることが明らかになりました。

さらに、誰かに下着姿や裸の写真等の画像を求めた経験の有無について、中学2年で0.7%、高校2年で1.2%が「ある」と回答しました。

生成AI技術を利用したディープフェイクポルノ被害／加害

ディープフェイクポルノとは、生成AI技術等を利用して作成された、実在する人物の実写と見紛うような性的画像等のことです。

実際に、SNSで知り合った人物にDMで顔写真を送ったところ、その顔写真を基にディープフェイクポルノを作成され、「拡散されたくなければお金を払え」などと脅される「セクストーション」と呼ばれる被害も発生しています。

生成AIの普及により、子どもでもアプリなどで手軽に合成画像を作成できるようになっている一方、こうした行為は被害者に大きな精神的ダメージを与え、その人権を侵害するものです。

闇バイト等による犯罪への加担

いわゆる闇バイト広告とは、犯罪実行者を募集する広告です。SNSやインターネットの掲示板に掲載されている「ホワイト案件」や「即日即金」等を謳う求人情報に応募した結果、テレグラムやシグナルなどの秘匿性の高いアプリを通じて、指示されるまま強盗や詐欺といった犯罪に加担してしまい、その実行者が逮捕される事案が全国で発生しています。

長時間利用による心身への影響

令和3年度鳥取県青少年育成意識調査では、「インターネットの利用時間」が長い人（1日あたり4時間以上など）ほど、自己肯定感の低い傾向や自死を考えた経験が多い傾向が見られました。

